

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ほか

被 告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 ほか

被 告 国

準 備 書 面 (27)

-“原告準備書面(6)・(16)”と“同(15)第2・(19)”の位置付け-

2020年8月24日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚

弁護士 福 崎 博 孝

弁護士 森 永 正 之

記

(はじめに)

原告らは、裁判所から、原告準備書面（6）・（16）における「憲法に違反する新安保法制法による原告らの権利の侵害」（以下「原告らの権利侵害」という。）の主張と、同準備書面（15）第2・（19）の「憲法に違反する新安保法制法を前提とするわが国の有事における国民の一般的な権利制限・義務負担」（以下「有事における国民の権利制限等」という。）との関係（位置づけ）を明確にするよう求められた。

原告らは、裁判所からの求釈明について、以下のとおり回答する。

第1 回答の要旨（原告らの主張）

権利侵害についての原告らの主張は、「原告らは、憲法に違反する新安保法制法の成立及び施行によって受けた『平和的生存権』、『人格権』、『憲法改正・決定権』の侵害を訴えている」という、これまでの主張に集約される。またそのことは、原告準備書面（6）・（16）においても明確にしている。

一方で、原告準備書面（15）第2・（19）では、憲法に違反する新安保法制法を前提とする「わが国の有事において国民に課される一般的な権利制限・義務負担」（いわゆる「有事における国民の権利制限等」）を具体的かつ詳細に整理して主張した。

そして、憲法に違反する新安保法制法に基づくわが国の有事における国民の権利制限等は、平和的生存権、人格権の侵害の一部をなすものである。すなわち、有事における国民の一般的な権利制限等は、原告らの主張する平和的生存権、人格権の侵害の一場面であり、また、平和的生存権、人格権の具体的権利性の根拠となり、裏付けともいえる。

そして、そのことを前提として、原告らは、原告準備書面（6）・（16）において、原告らが様々な人によって構成され、年代も経験も様々な人々が、新安保法制法によって戦争という危険にさらされ、そのことにより苦痛を受けていること、すなわち、原告らがその置かれた立場や経験に応じて、法的に保障された権利や利益を侵害されていることを主張している。

第2 原告らの主張（第1）の理由付け（これまでの原告らの主張）

下記のこれまでの原告らの主張を整理すれば、上記第1（回答の要旨）、下記第2の3（まとめ）のとおり、これをまとめることができる。

1. 「平和的生存権」、「人格権」についての原告らの主張

原告らは、平和的生存権、人格権について、概ね、次のとおり主張してきた。

（1）本件において原告らは、新安保法制法の2014・7閣議決定、2015・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに同法案の可決（憲法に違反する被告の行政行為及び立法行為）によって受けた「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権」の侵害を訴えている。新安保法制法の制定は、多くの市民・国民の権利・利益を侵害している。現行憲法の下で、多くの市民・国民が、少なくとも戦争とは無縁に平和に生きることを保障されてきた日常は、新安保法制法により一

拳に覆された。そのことにより、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を受け、現実に苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被侵害利益のそれぞれの一つのみではなく、複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っている。しかも、その侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によるものである。原告らは様々な人によって構成されている。年代も経験もさまざまである。その様々な人々が深刻な危険にさらされ、苦痛を受けている。

(原告準備書面(6)3~4頁)

(2) 平和的生存権とは、戦争と軍備及び戦争準備によって、破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのような平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる権利である。

人格権とは、まさに憲法13条が保障する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されるという、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであり、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権を示すものである。さらに言えば、人格権とは、人間が人間であることからその存在を全うするために認められた権利であり、その具体的な内容として、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権、②平穏生活権、③主権者として蔑ろにされない権利を原告らは主張している。

(原告準備書面(16)2~3頁)

(3) 平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信

に基づいて生きる権利を包含するものである。…集団的自衛権の行使等を認め
る（憲法に違反する）新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場
合はもちろんあるが、そこまでに至らない段階でも、その具体的な危険を惹
き起こすものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものである。

(訴状 20～21頁)

(4) 3つの判決（札幌地判平成31・4・22、東京地判令和1・11・7、大阪地判令和2・1・28）は、いずれも意図的に憲法判断を回避してはいるが、以下のとおり、不十分ではあるものの、原告らの主張を裏付ける重要な判断も示している。

ア 平和に対する信念や信条（札幌地判）、生命・身体及び財産に危害が加え
られることへの恐怖や不安（札幌地判、東京地判、大阪地判）、自衛官の家
族が有する自身の子や弟が海外において戦闘に巻き込まれ生命又は身体に
危害が及ぶかもしれないという不安や恐怖（札幌地判）、健康上の危険にさ
らされることなく平穏かつ安全に生活する権利、人間らしくその尊厳を保ち
つつ平穏な生活を営む権利、日常生活を破壊されるに当たり前の生活を営む
権利などの平穏な生活を送る利益（東京地判、大阪地判）、戦争に巻き込ま
れる、あるいはテロ攻撃にさらされて自分自身や家族の身に危険を感じると
いう恐怖や不安などという個人の内心的な感情（東京地判、大阪地判）、戦
争に加担しないで平和に暮らしたいという思い、人殺しに加担したくないと
の信念による精神的苦痛（東京地判）等を人格権ないし法的利益の一つとし
て認めていると思われること、又は、少なくともそれらを否定していないこ
と。

イ 上記のとおり、人格権ないし法的利益として保護すべきものが存在すると
しても、社会通念上受忍すべき限度を超える場合に初めて、人格的な利益と
して法的に保護すべきこととなり、その侵害の態様、程度いかんによっては
不法行為が成立する余地があること。

エ 新安保法制法の施行（実行・実施）により生命・身体の安全に危険をもたらすおそれ、又は、生活の平穏が害されるおそれがあるとしても、訴訟の口頭弁論終結時において、それに対する具体的な危険性が認められない限り、それは漠然かつ抽象的な不安感にとどまり、人格権ないし法律的に保護されるべき利益が侵害されたということはできないこと。

（原告準備書面（26）11～12頁）

2. 「有事における国民の権利制限等」についての原告の主張

原告らは、有事における国民の権利制限等について、以下のとおり主張してきた。

(1) ここ（原告準備書面（15）第2）では、新安保法制法と有事法制との関係を
検討し、従来の有事法制がどのように変わったかを確認するとともに、武力攻
撃事態を中心とする有事における国民・市民の権利制限や義務付けの具体的な
内容を整理し、そこでの存立危機事態の位置付け、さらに重要影響事態及び国
際平和共同対処事態との関連について検討し、これらの国民・市民に対する影
響の大きさを明らかにする。

（原告準備書面（15）第2 23頁）

(2) 存立危機事態における集団的自衛権に基づく武力の行使はもちろん、重要影響事態における後方支援活動や国際平和共同対処事態における協力支援活動が、外国軍隊の武力の行使と容易に一体化し、日本を戦争当事者の立場へと導く危険性も極めて大きい。そしてこれらによって、日本に対する外国の武力攻撃を招来し、武力攻撃事態（有事）に突入するに至ることが危惧される。…重要な影響事態や国際平和共同対処事態から武力攻撃事態等に進展するおそれは大きく、その場合の国民・市民の権利制限や義務付けが現実のものとなる。また、存立危機事態においても国民の協力義務規定こそないが、存立危機事態から武力攻撃事態への移行とそれに伴う国民の権利義務の制約は、当然に想定しなければならない。

上記の各種「事態」とくに武力攻撃事態等においては、自衛隊の任務の遂行に伴い、また国民保護措置の関係でも、国民・市民に対する多くの法的な権利制限なし義務付けがなされることになっている。

（原告準備書面（15）第2 31頁）

(3) 本準備書面（19）では、上記準備書面（15）の第2の延長線上において、さらに新安保法制等の制度的な仕組みを詳しく分析・検討し、「憲法改正を経ていない憲法違反の安保法制が、他の有事法制と相まって、国民・市民・住民の生命・財産等の諸権利を侵害することとなり、これらの諸権利に重大な脅威となっていること」を明らかにするものである。

（原告準備書面（19）1頁）

(4) 「新安保法制の全体の構図」と「国民等の権利侵害」の関係は、次のようにまとめることができる（一部省略）。

ア 切れ目のない安保法制により、平時をも含む外国軍隊の武器等防護、国際平和共同対処事態、重要影響事態等における自衛隊の海外派遣、外国軍隊への支援、さらには存立危機事態、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）に対応して、自衛隊員はもとより、関連する支援内容に応じた国家公務員、地方公務員、民間事業者・労働者らが動員される体制が構築されている。

イ 武力攻撃事態等においては、特定公共施設等が自衛隊・外国軍隊の用に供される体制であり、これらの施設等に関する国家公務員、地方公務員、民間事業者・労働者も、そのための役務の提供を求められる。

ウ 武力攻撃事態等においては、指定行政機関、関係する地方公共団体、指定公共機関は、対処措置の実施の責務を負う。この責務の実施のために、国家公務員、地方公務員、指定公共機関の事業者・労働者が多数動員されて、危険な業務等に従事させられることになる。

エ 武力攻撃事態等においては、国民等は、国民保護法により政府の保護下に置かれ、その指示等に従わされる状態となる。国民等には義務は課さないと建前であるが、同法によっても土地等の使用を強制されるなどの一定の権利制限を受けるとともに、避難誘導の客体となり、誘導の指示に従わない等の違反に対して、状況によって、自衛官・警察官の公務に対する違反として処罰の対象となることもある。

オ 武力攻撃事態等においては、自衛隊の戦闘行動、兵站活動、国民保護のために、国民等の土地建物及び物資（土地等）の強制使用・収用を余儀なくされる。また、安保条約により戦闘行動をする特定合衆国軍隊のための土地等の使用・収用が行われる。

カ 各事態は併存する場合もあり、結果的に、前倒しでの事態の認定とその事態に応じた権利制限が行われる可能性がある。

(原告準備書面(19)6~8頁)

(5) 武力攻撃事態等においては、安保条約・地位協定、事態対処法、特定公共施設等利用法、さらには、国民保護法に基づき、国民等は、自衛隊・米軍への兵站活動、国民保護措置に係る行動等の危険な任務・業務等に駆り出され、財産の収用、破壊、地域からの退去等を強制され、これらに抵抗すれば、逮捕等の身体拘束を受けることになる。

(原告準備書面(19)28~29頁)

(6) 存立危機事態においては、日本政府に支援された米軍等の行動により、様々な場面で、国家公務員、地方公務員、民間事業者・労働者が実質的な兵站を担わされ、米軍基地内での補給・修理等にも従事することを余儀なくされ、生命の危機に瀕することにもなる。また、米軍の行動の実質的な優先のために、空域・空港、海域・港湾、道路等の公共交通機関が全面的に制限される事態に陥り、多数の国民等が移動の自由等を制限される。相手国の反撃能力如何によつては、米軍の兵站として機能している日本に対し、基地攻撃、空港・港湾等を含む施設等への特殊部隊等による攻撃、テロ攻撃、その他の攻撃がなされることなり、すべての国民等が、生命の危機に直面することになる。

(原告準備書面(19)38頁)

(7) (有事法制としての) 国民保護法は、武力攻撃事態等、緊急対処事態における国民の保護をその対象としている。しかし、その反面として、種々の国民等に対する権利制限がなされている。

(原告準備書面(19)51頁)

(8) 各事態に応じて国民等の被害の程度は異なっている。その強弱は別として、すべての国民が安保法制により被害を受ける。真に被害を理解するためには、被害を受ける立場に立って、安保法制の構造を読み解くことが必要であることは言うまでもない。安保法制によりすべての国民等が、もちろん、安保法制を強行した者たちも、等しく生命・財産等の侵害の淵に立たされている。

(原告準備書面(19)104頁)

3.まとめ

(1) 以上とおり、憲法に違反する新安保法制法とこれまでのわが国の有事法制との間には密接不可分の連続性があり、その連続性の中で、すべての国民は、その有事法制によって何らかの財産的被害や精神的被害をこうむることになる。このことは、違憲の新安保法制の下で、職種等によって異なる点はあるとしても、一般的にはすべての国民に共通の「被害」をこうむる場面が広がるということができる。平和的生存権や人格権を侵害しているかどうかもそのことを抜きにしては語れないはずであって、平和的生存権や人格権はそのような権利侵害を受けないということを内包しているというべきである。

(2) 平和的生存権は、戦争と軍備及び戦争準備によって、破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、平和のうちに生存することが重要な権利内容となっているが、憲法に違反する新安保法制による戦争・軍備・戦争準備のための有事法制によって生活が破壊され抑制されることになるとすれば、それは明らかに平和のうちに生存する重要な権利が侵害されたということになる。

人格権が、人間が人間であることからその存在を全うするために認められた権利であるとすれば、憲法違反の新安保法制を前提とする有事法制による権利制限等は、人格権の具体的な内容である平穏生活権等を蔑ろにするものというべきである。

(3) 原告らが主張している平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害（被害）というものは、これらの権利・利益という被侵害利益のそれぞれ一つのみが侵害されているというわけではなく、複合的な被害であり、平和的生存権の侵害は人格権の侵害を必然的に伴い、しかもその侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によるものといえる。また、その中には、憲法に違反する新安保法制法により作出される武力攻撃事態等、存立危機事態での「有事における国民の権利制限等」も、これら複合的被害に含まれる。

(4) そしてそれは、集団的自衛権の行使等を認めるなど憲法に違反した新安保法制法によって、わが国が実際に戦争に突入した場合はもちろんあるが、そこまでに至らない段階でも、その具体的な危険を惹き起こすものとして、原告ら国民の平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権を侵害するものといふことができる。

この点について、前記の3判決は、人格権についてではあるが、「人格権ないし法的利益として保護すべきものが存在するとしても、社会通念上受容すべき限度を超える場合に初めて、人格的な利益として法的に保護すべき」、「新安保法制法の施行により生命・身体の安全に危険をもたらすおそれ、又は、生活の平穏が害されるおそれがあるとしても、訴訟の口頭弁論終結時において、それに対する具体的な危険性が認められない限り、人格権ないし法律的に保護されるべき利益が侵害されたということはできない」等と、きわめて厳しい要

件を課し、そして、きわめて厳しい事実認定と判断を行って、受忍限度や具体的な危険性を否定している。しかしこれでは、あまりにも、事態の現実と窮迫性に目をそむけることになるのであって、いずれおとずれるであろう“逼迫した戦争とその危険”に対処できないことが明らかである。

以上